

# 中央区シンボルマーク・カラー デザインガイド



平成23年5月

(令和3年6月修正)

相模原市 中央区役所

## 【はじめに】

このデザインガイドは、「相模原市中央区シンボルマークの使用に関する要綱」の規定にもとづき、「中央区シンボルマーク・カラー」を使用するにあたり皆様に守っていただく、最低限のルールを定めたものです。ガイドに従い適切に使用していただくよう、お願いいたします。

なお、印刷に使用する用紙や印刷機器の都合等で、やむを得ずこのガイドに従って使用できない場合は、中央区役所 区政策課までご相談ください。

### 1 中央区シンボルマーク・カラー制定の趣旨

中央区を身近に感じ、区に親しみをもってもらいたくため、中央区の特色や個性をイメージした「中央区シンボルマーク・カラー」を、区制施行後 1 周年にあわせ制定し、平成 23 年 5 月 15 日に発表しました。

### 2 中央区シンボルマーク・カラーのコンセプト

中央区（CHUO）の頭文字 C と数字の 9（区内 9 地区）を表し、真ん中に桜の花びらを 1 枚配置することで、区のまとまりを表現しています。

「市民桜まつり」の会場にもなる「市役所さくら通り」。その桜並木の咲き誇っている様子が、まさに中央区をイメージさせるのにふさわしい姿であることから、区のカラーを「さくら色」にしました。

### 3 中央区シンボルマークの使用にあたってのお願い

シンボルマークの使用にあたっては、区の個性や魅力を活かした区民主体のまちづくりのシンボルであることを念頭に、このデザインガイドにある注意事項や、諸法令及び公序良俗の範囲内での活用を必ず厳守し、中央区ならびに中央区民のシンボルとしてふさわしい利用をお願いします。

シンボルマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のシンボルマークや商標として使用することはできません。

（ 中央区シンボルマークは登録商標です。【商標登録第 5 4 6 0 6 5 9 号】

## 4 中央区シンボルマークの使用方法について

### (1) シンボルマークのデザインおよびカラーについて

原則として以下のとおりとし、マークを使用する際には、必ずその縦横比を守ってください。変形及びカラーの変更はできません。

マークの印刷にあたっては、中央区役所区政策課が管理する Illustrator ファイルもしくは JPEG ファイルを使用し、正しくきれいな出力を心がけてください。

<基本形>

<p>中央区シンボルマーク</p> 	<p>中央区のカラー：「さくら色」</p>  <p>特色指定：TOYO COLOR CF10041 または DIC-266 プロセスカラー：C5+M65+Y15 R G B 参考値：R230/G120/B155</p>
--	---

なお、やむを得ず白黒での印刷とする場合は、下記を参考として配色してください。

(参考) 白黒での展開例

	 <p>プロセスカラー：K50 R G B 参考値：R128/G128/B128 (Microsoft Word：50%灰色)</p>
---	---

### (2) シンボルマークの最小使用サイズについて

マークの視認性を維持するため、幅 10mm 未満の使用はしないでください。

最小使用サイズ



### (3) シンボルマークの使用禁止例

マークは正しく表示・使用されることが大切です。下記のような使い方はしないでください。

マークの縦横比を変更すること



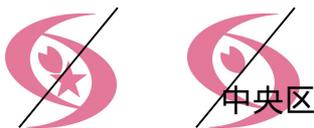
デザインの一部を省略・変更すること



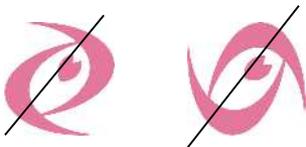
マークの配色を変更すること



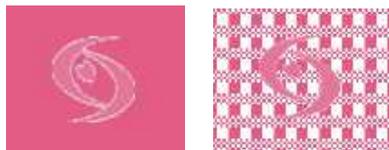
他の要素（記号・文字等）を追加すること



マークを反転・回転させること



マークが背景色、柄、模様の影響を受けること（マークが明確に認識できない）



#### お問い合わせ先

相模原市 中央区役所 区政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15（市役所本庁舎 1階）

Eメール：[c-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:c-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

電話：042(769)9802（直通） FAX：042(757)2941

中央区HP：<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/chuoku/>